

支援メニュー・対応窓口

警察

1 犯罪被害者への支援

犯罪被害にあわれた方の負担を和らげるために各種制度を設け、被害直後から支援をおこなっています。

詳しくは被害者の手引き「犯罪の被害にあわれたあなたへ」をご覧ください。



内 容	窓 口
《 被害者連絡制度 》 事件を担当している捜査員が、犯罪被害者のための制度、捜査状況、加害者の検挙状況等について、情報を連絡、提供します。	< 警察本部 > 県民広報課 犯罪被害者支援室 (代)086-234-0110
《 指定被害者支援員制度 》 精神的な負担を軽減するため、捜査員とは別に指定された警察職員が、病院や実況見分等への付添い、自宅等への送迎、相談対応、必要な助言・説明等の支援を行います。	< 警察署 > ○ 岡山中央警察署 (代)086-270-0110 ○ 岡山東警察署 (代)086-943-4110
《 被害者支援カウンセラー制度 》 カウンセリング担当者（警察職員）による精神的な支援を行います。	○ 岡山西警察署 (代)086-254-0110 ○ 岡山南警察署 (代)086-245-0110 ○ 岡山北警察署 (代)086-724-0110
《 カウンセリングアドバイザー制度 》 臨床心理士によるカウンセリング（無料）を行っています。	○ 赤磐警察署 (代)086-952-0110 ○ 備前警察署 (代)0869-63-0110
《 犯罪被害者支援弁護士による法律相談制度 》 被害者支援に精通した弁護士による法律相談等の総合的な支援活動を提供します。	○ 瀬戸内警察署 (代)0869-34-6110 ○ 玉野警察署 (代)0863-32-0110 ○ 児島警察署

《 シェルター保護制度 》 脅迫、DV、ストーカー、暴力団が関係する事案等の被害に遭い、被害者やその家族を、加害者から隔離する必要がある場合には、安全な宿泊施設等に保護します。 《 カウンセリング費用公費負担制度 》 精神科医等によるカウンセリングに要する一定の費用を公費で負担します。 《 初診料等公費負担制度 》 初診料や再診料等について、一定の条件の下で、その全部又は一部を公費で負担します。 《 ハウスクリーニング制度 》 犯罪被害により自宅が汚損された場合に、清掃作業に必要な経費の実費額を公費で負担します。 《 犯罪被害給付制度 》 故意の犯罪行為により亡くなられた被害者のご遺族、重大な負傷や疾病を負ったり障害が残った被害者に一時金として国が給付金を支給します。	(代)086-473-0110 ○ 倉敷警察署 (代)086-426-0110 ○ 水島警察署 (代)086-444-0110 ○ 玉島警察署 (代)086-522-0110 ○ 笠岡警察署 (代)0865-63-0110 ○ 井原警察署 (代)0866-62-9110 ○ 総社警察署 (代)0866-94-0110 ○ 高梁警察署 (代)0866-22-0110 ○ 新見警察署 (代)0867-72-0110 ○ 真庭警察署 (代)0867-44-6110 ○ 津山警察署 (代)0868-25-0110 ○ 美作警察署 (代)0868-72-0110 ○ 美咲警察署 (代)0868-66-0110
--	--

2 警察安全相談

内 容	窓 口
犯罪等による被害の未然防止に関する相談や生活の安全についての相談等	＜ 警察相談相談電話 ＞ 086-233-0110（直通ダイヤル） # 9 1 1 0 （短縮ダイヤル） ＜ 県下警察署の相談窓口 ＞ 上記各警察署の電話番号参照

3 性犯罪被害相談

内 容	窓 口
性犯罪に関する質問、相談等	< 性犯罪被害相談電話 > 0120-011-797（フリーダイヤル） # 8 1 0 3 （短縮ダイヤル）

4 少年についての相談

内 容	窓 口
少年やその保護者・関係者等から非行、犯罪被害、いじめ、学校問題等に関する相談	< ヤングテレホン・いじめ110番 > 086-231-3741 < ヤングメール > youngmail@pref.okayama.jp

5 暴力団に関する相談・情報

内 容	窓 口
暴力団からの被害にあったり、不当な要求に困ったとき、暴力団から離脱したいとき等	< 暴力団関係相談110番 > 086-233-8930

6 公益財団法人 犯罪被害救援基金

内 容	窓 口
人の生命又は身体を害する犯罪行為により不慮の死を遂げ又は重障害を受けた子弟のうち、経済的理由により修学が困難な方に対する奨学金又は学用品費用の給与、その他の犯罪被害者に係る援助事業を行うことを目的として設立された財団法人	TEL : 03-5226-1020 FAX : 03-5226-1023